資料 3-1

陸上交通様式第３（日本産業規格Ａ列４番）

●番　　　　　●号
令和　６年　６月２５日

国土交通大臣　殿

氏名又は名称　姫路市地域公共交通会議
住　　　　所　姫路市安田四丁目１番地
代表者氏名　会長　正司　健一

地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書（令和６年度）

令和５年９月２６日付け国総地第８３号で国土交通大臣より認定された地域内フィーダー系統確保維持計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○　変更日
【真浦線２】令和６年９月１日

○　変更箇所
別表１のとおり

○　変更理由
「老人福祉センター廃止に伴う運行系統及び系統キロ程の変更」
当初計画において坊勢及び家島コミュニティバスの運行について認定いただいているところですが、このたび、家島コミュニティバスに関して、令和６年８月３１日付で老人福祉センターが廃止されることとなり、当初計画していた運行系統及び系統キロ程が変更（※）となるため、変更届出します。
※当初　網場南～真浦公園・老人福祉センター経由～赤坂　往 4.7km　復 4.7km
→変更　網場南～真浦公園・B&G 海洋センター下経由～赤坂　往 4.3km　復 4.3km

※本届出書に、変更する事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。
※「変更理由」は、具体的に記述すること。

# 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和６年６月２５日

（名　　称）姫路市地域公共交通会議

| 生活交通確保維持改善計画の名称 |
|---|
| 家島・坊勢コミュニティバス地域内フィーダー系統確保維持計画 |
| **１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性** |
| 姫路市が有する離島の内、家島本島及び坊勢島においては、これまでバス事業者及びタクシー事業者の参入がなく、全くの公共交通空白地域である。<br>道路事情が非常に悪いため自動車保有率は低く、港からの端末交通手段としては徒歩や二輪が大半を占めている。<br>当該地域においても高齢化が進行しており、港から各集落までの交通手段導入を求める声が高まったことを受け、地域・市・その他関係者の協働により、当該地域の実情やニーズを踏まえた運行計画を作成し、家島本島については真浦港及び宮港、坊勢島については奈座港を中心とした地域内フィーダー系統として「コミュニティバス（交通空白地有償運送）」を導入し、継続運行中である。<br>各系統の確保・維持は、地域住民の移動手段確保と地域の活性化に資するため、本計画を策定し、引き続き補助制度を活用する。 |
| **２． 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果** |
| （１）事業の目標<br>各コミュニティバスの目標値は次のとおりとする。<br>①　坊勢コミュニティバス<br>利用者数：１日あたりの乗車人員３０人<br>②　家島コミュニティバス<br>利用者数：１日あたりの乗車人員３５人<br>（２）事業の効果<br>住民の通院・買い物等の生活手段確保による生活水準の維持・向上<br>本土への公共交通ネットワーク連携による旅行や買い物、高度医療受診機会の確保・創出<br>交通手段に制約を持つ高齢者等の外出機会の確保・創出 |
| **３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体** |
| ・ダイヤ改正の検討：姫路市及び区会<br>・チラシ全戸配布、老人会等での利用促進活動：姫路市 |
| **４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者** |
| 表１のとおり |
| **５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者** |
| 姫路市（本補助金を除く部分） |
| **６．補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称** |
| 姫路市 |
| **７．補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法**<br>**【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】** |
| 該当なし |

| |
|---|
| ８．別表１の補助事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要<br>【地域間幹線系統のみ】 |
| 該当なし |
| ９．別表１の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧<br>【地域間幹線系統のみ】 |
| 該当なし |
| 10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項<br>【地域間幹線系統のみ】 |
| 該当なし |
| 11. 外客来訪促進計画との整合性<br>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】 |
| 該当なし |
| 12. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要<br>【地域内フィーダー系統のみ】 |
| 表５のとおり |
| 13. 車両の取得に係る目的・必要性<br>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| 該当なし |
| 14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果<br>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| 該当なし |
| 15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者<br>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| 該当なし |
| 16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）<br>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| 該当なし |
| 17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性<br>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| 該当なし |
| 18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果<br>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| 該当なし |
| 19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額<br>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| 該当なし |

| 20. 協議会の開催状況と主な議論 |
| --- |
| （１） 平成 24 年 6 月 21 日<br>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 2 条第 1 項第 1 号に規定する生活交通確保維持改善計画を策定する協議会を「姫路市地域公共交通会議陸運分科会」と位置付けることについて承認を受ける。<br>（２） 令和 5 年 6 月 22 日<br>生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の内容について承認を受ける。なお、家島、坊勢地域については本市全体と比べ人口の減少が著しい一方、運行開始後 10 年が経過し、各地域においてコミバスが地域住民に広く浸透していることから、目標値を現在の夜間人口の 1.5%として設定見直しすることも含め、包括的に承認を受ける。<br>（３） 令和 6 年 1 月 22 日<br>地域公共交通活性化再生法に基づく「姫路市地域公共交通会議」と道路運送法に基づく「姫路市地域公共交通会議陸運分科会」の統合について承認を受ける。<br>（４） 令和 6 年 6 月 25 日<br>老人福祉センター廃止に伴う運行系統（経由地）及び系統キロ程の変更について、生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）【令和 5 年 6 月 22 日承認済】の一部変更の内容について承認を受けた。 |

| 21. 利用者等の意見の反映状況 |
| --- |
| 姫路市と運行管理者及び運転員との連絡を密にすることや、必要に応じてアンケート調査を実施するとともにコミュニティバス車内での利用者へのヒアリングを通して、継続的な利用促進活動及び意見・要望の把握に努めている。<br>利用者等からの意見は、運行を担う区会と情報共有し、ダイヤ改正の参考とするなど実務に反映している。 |

| 22. メンバーの構成 | |
| --- | --- |
| 交通事業者の職員 | 西日本旅客鉄道株式会社　近畿統括本部　副支社長<br>山陽電気鉄道株式会社　鉄道事業本部安全推進・企画部　リーダー<br>神姫バス株式会社　バス事業部　計画課　地域公共交通担当課長<br>社団法人　兵庫県タクシー協会姫路支部　支部長 |
| 市民又は利用者の代表 | 姫路商工会議所　中小企業相談所　産業政策担当部長<br>姫路市連合自治会　会長<br>姫路市連合婦人会　会長<br>姫路市老人クラブ連合会　会長 |
| 国の関係地方行政機関の職員 | 近畿地方整備局　建政部　都市整備課長<br>近畿地方整備局　姫路河川国道事務所　副所長<br>近畿運輸局　交通政策部　交通企画課長<br>神戸運輸監理部　総務企画部　企画課長 |

| | |
|---|---|
| | 神戸運輸監理部　兵庫陸運部　首席運輸企画専門官 |
| 兵庫県知事部局の職員 | 中播磨県民センター　姫路土木事務所長 |
| 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表 | 神姫バス労働組合　組織部長<br>公益社団法人　兵庫県バス協会　専務理事 |
| 市域を管轄する警察署の職員 | 姫路警察署　交通第一課長<br>飾磨警察署　交通第一課長<br>網干警察署　交通課長 |
| 市長又はその指名する者 | 姫路市建設局長<br>姫路市都市局　都市整備担当理事 |
| その他市長が必要と認める者 | 国立大学法人　神戸大学　名誉教授 |

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）姫路市安田四丁目１番地
（所　属）姫路市 都市局 交通計画部 地域公共交通課
（氏　名）大西　真人
（電　話）０７９－２２１－２４９３
（e-mail）kotukeikaku@city.himeji.hyogo.jp

※５．（表２）及び１４．（表７及び表９）については、地域公共交通確保維持事業を行う事業者ごとに作成すること。
※５．及び１５．中「費用の総額、負担者及びその負担額」とあるのは、地域内フィーダー系統においては、「費用の負担者」と読み替えるものとする。
※７．については、活性化法法定協議会を補助対象事業者としない場合において、記入を要しない。
※５．（表２）、１０．（表３）及び１１．（表４）については、要綱第１７条に基づく生活交通確保維持改善計画について、作成を要しない。
※１２．（表５）については、地域内フィーダー系統確保維持事業を行う場合において、当該系統が運行される市町村について作成すること。
※１３．～１６．については、車両の取得を行わない場合において、記入を要しない。
※１６．については、車両減価償却費等国庫補助金の場合において、記入を要しない。

# 表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和6年度

| 市区町村名 | 運送予定者名 | 運行系統名等（申請番号） | 運行系統 | | | 系統キロ程 | 計画運行日数 | 計画運行回数 | 利便増進特例措置 | 運送継続特例措置 | 地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 起点 | 経由地 | 終点 | | | | | | 運行態様の別 | 基準ハで該当する要件（別表7・9） | 補助対象地域間幹線系統等と接続の確保 | 基準ホで該当する要件（別表7のみ） |
| 姫路市 | 姫路市 | (1) 坊勢循環 | サービスセンター前 | 西ノ浦 | サービスセンター前 | 往 5.9km<br>循環 | 288日 | 4,406回 | | | 路線定期運行 | ②(1) | 坊勢輝汽船の離発着場と停留所「旅客船ターミナル」が接続 | ③ |
| | | (2) 真浦線1 | 網場南 | 真浦公園 | 赤坂 | 往 3.2km<br>復 3.2km | 255日 | 1,003回 | | | 路線定期運行 | ②(1) | 高速いえしまと高福ライナーの離発着場と停留所「真浦公園」が接続 | ③ |
| | | (3-1) 真浦線2（R5.10.1～R6.8.31） | 網場南 | 真浦公園・老人福祉センター | 赤坂 | 往 4.7km<br>復 4.7km | 219日 | 876回 | | | 路線定期運行 | ②(1) | 高速いえしまと高福ライナーの離発着場と停留所「真浦公園」が接続 | ③ |
| | | (3-2) 真浦線2（R6.9.1～R6.9.30） | 網場南 | 真浦公園・B＆G海洋センター下 | 赤坂 | 往 4.3km<br>復 4.3km | 19日 | 76回 | | | 路線定期運行 | ②(1) | 高速いえしまと高福ライナーの離発着場と停留所「真浦公園」が接続 | ③ |
| | | (4) 宮線 | 宮港 | 赤坂 | 真浦公園 | 往 3.2km<br>復 3.2km | 255日 | 1,955回 | | | 路線定期運行 | ②(1) | 高速いえしまと高福ライナーの離発着場と停留所「真浦公園」が接続 | ③ |

（注）

1．乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2．区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3．「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4．「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す

5．「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6．「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7．乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8．本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表５ 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

| | |
|---|---|
| 市区町村名 | 姫路市 |

（単位：人）

| | 人　口 |
|---|---|
| 人口集中地区以外 | ― |
| 交通不便地域等 | 4,768 |

交通不便地域等の内訳

| 人　口 | 対象地区 | 根拠法 |
|---|---|---|
| 4,079 | 旧家島町地域 | 離島振興法 |
| 689 | 旧富栖村地域 | 山村振興法 |
| | | |

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

| 計画名 | 策定年月日 | 特例適用開始年度 |
|---|---|---|
| 姫路市総合交通計画 | 2021年（令和3年）7月 | ― |
| | | |

（1）記載要領

1．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。

2．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3．「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

4．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

5．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

6．「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1．「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

# 家島コミュニティバス運行ダイヤ

3系統

## （真浦ルート･平日）

| | 1便 | 2便 | 3便 | 4便 | 5便 | 6便 | 7便 | 8便 | 9便 | 10便 | 11便 | 12便 | 13便 | 14便 | 15便 | 16便 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 網場南 | 8:45 | 9:29 | 9:33 | 10:26 | 10:33 | 11:17 | 11:27 | 12:14 | 13:11 | 13:59 | 14:05 | 14:50 | 14:59 | 15:43 | 15:43 | 16:37 |
| 網場 | 8:46 | 9:28 | 9:34 | 10:25 | 10:34 | 11:16 | 11:28 | 12:13 | 13:12 | 13:58 | 14:06 | 14:49 | 15:00 | 15:42 | 15:44 | 16:36 |
| 右ノ浦 | 8:48 | 9:26 | 9:36 | 10:23 | 10:36 | 11:14 | 11:30 | 12:11 | 13:14 | 13:56 | 14:08 | 14:47 | 15:02 | 15:40 | 15:46 | 16:34 |
| 真浦公園 | 8:49 | 9:25 | 9:37 | 10:22 | 10:37 | 11:13 | 11:31 | 12:10 | 13:15 | 13:55 | 14:09 | 14:46 | 15:03 | 15:39 | 15:47 | 16:33 |
| 福島写真館前 | 8:51 | 9:23 | 9:39 | 10:20 | 10:39 | 11:11 | 11:33 | 12:08 | 13:17 | 13:53 | 14:11 | 14:44 | 15:05 | 15:37 | 15:49 | 16:31 |
| 奥の町 | 8:52 | 9:22 | 9:40 | 10:19 | 10:40 | 11:10 | 11:34 | 12:07 | 13:18 | 13:52 | 14:12 | 14:43 | 15:06 | 15:36 | 15:50 | 16:30 |
| 熊本ﾏﾝｼｮﾝ前 | 8:54 | 9:20 | 9:41 | 10:18 | 10:42 | 11:08 | 11:36 | 12:05 | 13:19 | 13:51 | 14:14 | 14:41 | 15:07 | 15:35 | 15:51 | 16:29 |
| Ｂ＆Ｇ海洋ｾﾝﾀｰ下 | ↓ | ↑ | 9:43 | 10:16 | ↓ | ↑ | ↓ | ↑ | 13:21 | 13:49 | ↓ | ↑ | 15:09 | 15:33 | 15:53 | 16:27 |
| 熊本ﾏﾝｼｮﾝ前 | ↓ | ↑ | 9:45 | 10:14 | ↓ | ↑ | ↓ | ↑ | 13:23 | 13:47 | ↓ | ↑ | 15:11 | 15:31 | 15:55 | 16:25 |
| 奥の町 | 8:56 | 9:18 | 9:46 | 10:13 | 10:44 | 11:06 | 11:38 | 12:03 | 13:24 | 13:46 | 14:16 | 14:39 | 15:12 | 15:30 | 15:56 | 16:24 |
| 福島写真館前 | 8:57 | 9:17 | 9:47 | 10:12 | 10:45 | 11:05 | 11:39 | 12:02 | 13:25 | 13:45 | 14:17 | 14:38 | 15:13 | 15:29 | 15:57 | 16:23 |
| 真浦公園 | 8:59 | 9:15 | 9:49 | 10:10 | 10:47 | 11:03 | 11:41 | 12:00 | 13:27 | 13:43 | 14:19 | 14:36 | 15:15 | 15:27 | 15:59 | 16:21 |
| 真浦クリニック前 | 9:00 | 9:14 | 9:50 | 10:09 | 10:48 | 11:02 | 11:42 | 11:59 | 13:28 | 13:42 | 14:20 | 14:35 | 15:16 | 15:26 | 16:00 | 16:20 |
| 家島事務所前 | 9:03 | 9:11 | 9:52 | 10:07 | 10:51 | 10:59 | 11:45 | 11:56 | 13:30 | 13:40 | 14:23 | 14:32 | 15:18 | 15:24 | 16:02 | 16:18 |
| 診療所前 | 9:05 | 9:09 | 9:54 | 10:05 | 10:53 | 10:57 | 11:47 | 11:54 | 13:32 | 13:38 | 14:25 | 14:30 | 15:20 | 15:22 | 16:04 | 16:16 |
| 赤坂 | 9:07 | 9:07 | 9:55 | 10:04 | 10:55 | 10:55 | 11:49 | 11:52 | 13:33 | 13:37 | 14:27 | 14:28 | 15:21 | 15:21 | 16:05 | 16:15 |

※運休日：土日祝日、年末年始(12月29日～翌年1月4日）、催事日（天神祭【毎年7月24～25日に近接する土日2日間】・お盆【毎年8月14日～16日】・秋祭【毎年11月2～3日】）

## （真浦ルート･土曜(6月～9月)）

| | 1便 | 2便 | 3便 | 4便 | 5便 | 6便 | 7便 | 8便 | 9便 | 10便 | 11便 | 12便 | 13便 | 14便 | 15便 | 16便 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 網場南 | 8:45 | 9:29 | 9:35 | 10:26 | 10:33 | 11:21 | | | | | | | | | | |
| 網場 | 8:46 | 9:28 | 9:36 | 10:25 | 10:34 | 11:20 | | | | | | | | | | |
| 右ノ浦 | 8:48 | 9:26 | 9:38 | 10:23 | 10:36 | 11:18 | | | | | | | | | | |
| 真浦公園 | 8:49 | 9:25 | 9:39 | 10:22 | 10:37 | 11:17 | | | | | | | | | | |
| 福島写真館前 | 8:51 | 9:23 | 9:41 | 10:20 | 10:39 | 11:15 | | | | | | | | | | |
| 奥の町 | 8:52 | 9:22 | 9:42 | 10:19 | 10:40 | 11:14 | | | | | | | | | | |
| 熊本ﾏﾝｼｮﾝ前 | 8:54 | 9:20 | 9:44 | 10:17 | 10:42 | 11:12 | | | | | | | | | | |
| 奥の町 | 8:56 | 9:18 | 9:46 | 10:15 | 10:44 | 11:10 | | | | | | | | | | |
| 福島写真館前 | 8:57 | 9:17 | 9:47 | 10:14 | 10:45 | 11:09 | | | | | | | | | | |
| 真浦公園 | 8:59 | 9:15 | 9:49 | 10:12 | 10:47 | 11:07 | | | | | | | | | | |
| 真浦クリニック前 | 9:00 | 9:14 | 9:50 | 10:11 | 10:48 | 11:06 | | | | | | | | | | |
| 家島事務所前 | 9:03 | 9:11 | 9:53 | 10:08 | 10:51 | 11:03 | | | | | | | | | | |
| 診療所前 | 9:05 | 9:09 | 9:55 | 10:06 | 10:53 | 11:01 | | | | | | | | | | |
| 赤坂 | 9:07 | 9:07 | 9:57 | 10:04 | 10:55 | 10:59 | | | | | | | | | | |

※運休日：土日祝日、年末年始(12月29日～翌年1月4日）、催事日（天神祭【毎年7月24～25日に近接する土日2日間】・お盆【毎年8月14日～16日】・秋祭【毎年11月2～3日】）

## （宮ルート）

| | 1便 | 2便 | 3便 | 4便 | 5便 | 6便 | 7便 | 8便 | 9便 | 10便 | 11便 | 12便 | 13便 | 14便 | 15便 | 16便 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 宮港 | 8:45 | 9:27 | 9:29 | 10:17 | 10:28 | 11:15 | 11:21 | 12:05 | 13:10 | 13:52 | 13:57 | 14:43 | 14:49 | 15:31 | 15:39 | 16:28 |
| 宮神社前 | 8:46 | 9:26 | 9:30 | 10:16 | 10:29 | 11:14 | 11:22 | 12:04 | 13:11 | 13:51 | 13:58 | 14:42 | 14:50 | 15:30 | 15:40 | 16:27 |
| 三軒屋 | 8:48 | 9:24 | 9:32 | 10:14 | 10:31 | 11:12 | 11:24 | 12:02 | 13:13 | 13:49 | 14:00 | 14:40 | 14:52 | 15:28 | 15:42 | 16:25 |
| 赤坂 | 8:50 | 9:22 | 9:34 | 10:12 | 10:33 | 11:10 | 11:26 | 12:00 | 13:15 | 13:47 | 14:02 | 14:38 | 14:54 | 15:26 | 15:44 | 16:23 |
| 破風 | 8:52 | 9:20 | 9:36 | 10:10 | 10:35 | 11:08 | 11:28 | 11:58 | 13:17 | 13:45 | 14:04 | 14:36 | 14:56 | 15:24 | 15:46 | 16:21 |
| 堂崎 | 8:53 | 9:19 | 9:37 | 10:09 | 10:36 | 11:07 | 11:29 | 11:57 | 13:18 | 13:44 | 14:05 | 14:35 | 14:57 | 15:23 | 15:47 | 16:20 |
| 中学校前 | 8:54 | 9:18 | 9:38 | 10:08 | 10:37 | 11:06 | 11:30 | 11:56 | 13:19 | 13:43 | 14:06 | 14:34 | 14:58 | 15:22 | 15:48 | 16:19 |
| 堂崎 | 8:55 | 9:17 | 9:39 | 10:07 | 10:38 | 11:05 | 11:31 | 11:55 | 13:20 | 13:42 | 14:07 | 14:33 | 14:59 | 15:21 | 15:49 | 16:18 |
| 破風 | 8:56 | 9:16 | 9:40 | 10:06 | 10:39 | 11:04 | 11:32 | 11:54 | 13:21 | 13:41 | 14:08 | 14:32 | 15:00 | 15:20 | 15:50 | 16:17 |
| 赤坂 | 8:58 | 9:14 | 9:42 | 10:04 | 10:41 | 11:02 | 11:34 | 11:52 | 13:23 | 13:39 | 14:10 | 14:30 | 15:02 | 15:18 | 15:52 | 16:15 |
| 診療所前 | 9:00 | 9:12 | 9:44 | 10:02 | 10:43 | 11:00 | 11:36 | 11:50 | 13:25 | 13:37 | 14:12 | 14:28 | 15:04 | 15:16 | 15:54 | 16:13 |
| 家島事務所前 | 9:02 | 9:10 | 9:46 | 10:00 | 10:45 | 10:58 | 11:38 | 11:48 | 13:27 | 13:35 | 14:14 | 14:26 | 15:06 | 15:14 | 15:56 | 16:11 |
| 真浦クリニック前 | 9:05 | 9:07 | 9:49 | 9:57 | 10:48 | 10:55 | 11:41 | 11:45 | 13:30 | 13:32 | 14:17 | 14:23 | 15:09 | 15:11 | 15:59 | 16:08 |
| 真浦公園 | 9:06 | 9:06 | 9:50 | 9:56 | 10:49 | 10:54 | 11:42 | 11:44 | 13:31 | 13:31 | 14:18 | 14:22 | 15:10 | 15:10 | 16:00 | 16:07 |

※運休日：土日祝日、年末年始(12月29日～翌年1月4日）、催事日（天神祭【毎年7月24～25日に近接する土日2日間】・お盆【毎年8月14日～16日】・秋祭【毎年11月2～3日】）

## （宮ルート・土曜(6月～9月)）

| | 1便 | 2便 | 3便 | 4便 | 5便 | 6便 | 7便 | 8便 | 9便 | 10便 | 11便 | 12便 | 13便 | 14便 | 15便 | 16便 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 宮港 | 8:45 | 9:27 | 9:29 | 10:17 | 10:28 | 11:15 | | | | | | | | | | |
| 宮神社前 | 8:46 | 9:26 | 9:30 | 10:16 | 10:29 | 11:14 | | | | | | | | | | |
| 三軒屋 | 8:48 | 9:24 | 9:32 | 10:14 | 10:31 | 11:12 | | | | | | | | | | |
| 赤坂 | 8:50 | 9:22 | 9:34 | 10:12 | 10:33 | 11:10 | | | | | | | | | | |
| 破風 | 8:52 | 9:20 | 9:36 | 10:10 | 10:35 | 11:08 | | | | | | | | | | |
| 堂崎 | 8:53 | 9:19 | 9:37 | 10:09 | 10:36 | 11:07 | | | | | | | | | | |
| 中学校前 | 8:54 | 9:18 | 9:38 | 10:08 | 10:37 | 11:06 | | | | | | | | | | |
| 堂崎 | 8:55 | 9:17 | 9:39 | 10:07 | 10:38 | 11:05 | | | | | | | | | | |
| 破風 | 8:56 | 9:16 | 9:40 | 10:06 | 10:39 | 11:04 | | | | | | | | | | |
| 赤坂 | 8:58 | 9:14 | 9:42 | 10:04 | 10:41 | 11:02 | | | | | | | | | | |
| 診療所前 | 9:00 | 9:12 | 9:44 | 10:02 | 10:43 | 11:00 | | | | | | | | | | |
| 家島事務所前 | 9:02 | 9:10 | 9:46 | 10:00 | 10:45 | 10:58 | | | | | | | | | | |
| 真浦クリニック前 | 9:05 | 9:07 | 9:49 | 9:57 | 10:48 | 10:55 | | | | | | | | | | |
| 真浦公園 | 9:06 | 9:06 | 9:50 | 9:56 | 10:49 | 10:54 | | | | | | | | | | |

※運休日：土日祝日、年末年始(12月29日～翌年1月4日）、催事日（天神祭【毎年7月24～25日に近接する土日2日間】・お盆【毎年8月14日～16日】・秋祭【毎年11月2～3日】）

資料 3-2

様式第１－１（日本産業規格Ａ列４番）

●番　　　　　●号
令和６年　６月２５日

国土交通大臣　殿

氏名又は名称　姫路市地域公共交通会議
住　　　　所　姫路市安田四丁目１番地
代表者氏名　会長　正司　健一

地域公共交通計画認定申請書（令和７年度）

　地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

補助要綱規定事項一覧表

自治体名:姫路市

計画名称:姫路市総合交通計画

| | | 地域公共交通計画での記載箇所（頁） |
|---|---|---|
| 補助要綱第17条第1項に規定する事項 | （第１号関係）<br>地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割 | 別冊P2-P3「1.1 運行系統一覧」 |
| | （第２号関係）<br>上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性 | 別冊P4-P6「1.2 地域公共交通確保維持事業の必要性」 |
| | （第３号関係）<br>地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要 | 別冊P7「1.3 補助系統に係る事業及び実施主体の概要」 |
| | （第４号関係）<br>地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法 | P78「計画全体の数値目標」 |

別　紙

令和　６年　６月２５日

（名称）姫路市地域公共交通会議

## １．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

①　家島・坊勢コミュニティバス

姫路市が有する離島の内、家島本島及び坊勢島においては、これまでバス事業者及びタクシー事業者の参入がなく、全くの公共交通空白地域である。また、道路事情が非常に悪いため自動車保有率は低く、港からの端末交通手段としては徒歩や二輪が大半を占めている。

当該地域においても高齢化が進行しており、港から各集落までの交通手段導入を求める声が高まったことを受け、地域・市・その他関係者の協働により、当該地域の実情やニーズを踏まえた運行計画を作成し、家島本島については真浦港及び宮港、坊勢島については奈座港を中心とした地域内フィーダー系統として「コミュニティバス（交通空白地有償運送）」を導入し、継続運行中である。

地域公共交通確保維持事業により、各系統を確保・維持することは、地域住民の移動手段確保と地域の活性化に資するために必要である。

②　姫路市・福崎町連携コミュニティバス（ふくひめ号）

姫路市及び福崎町では、平成27年度より地域創生にかかる広域連携の制度である「連携中枢都市圏構想」に取り組んでいる。その取り組みの一環として圏域住民の生活関連機能サービスを向上させるため地域公共交通の維持確保に向けた取り組みを行っており、姫路市と福崎町が行政の垣根を越えて連携し、公共交通空白地域・不便地域での移動困難者のニーズに対応するため、地元自治会や企業とも協力し、買い物や通院、通勤、雇用・就業支援などの課題を解決し、持続可能な移動の仕組みを構築する必要がある。

姫路市香寺町中寺地区は近くに公共交通機関がない公共交通空白地域である。また、当該地区は高齢化も急速に進み、今後免許返納者が増えることも予想される。また当該地区に隣接する福崎町工業団地への通勤の足の確保・自動車から公共交通機関への転換やＪＲからの２次交通の確保及び障害者の雇用確保についても重要な課題である。このため、地域公共交通確保維持事業により、福崎町・姫路市連携コミュニティバス（ふくひめ号）路線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させることに加え、地域の価値向上などを行っていくことが必要である。

## ２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### （１）事業の目標

各コミュニティバスの目標値は次のとおりとする。

①　坊勢コミュニティバス

利用者数：１日あたりの乗車人員 30 人以上

②　家島コミュニティバス

利用者数：１日あたりの乗車人員 35 人以上

③　姫路市・福崎町コミュニティバス（ふくひめ号）

利用者数：１日あたりの乗車人員 72 人以上

各系統毎：通勤便Ａ　44 人／日以上、連携便　28 人／日以上

（福崎町地域公共交通計画　P64 及び資料編 P7 参照）

| （２）事業の効果 |
| --- |
| ①　家島・坊勢コミュニティバス<br>　各系統を維持することにより、住民の通院・買い物等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、本土への公共交通ネットワークが連携することで、旅行や買い物、高度医療受診等の機会が確保され、交通手段に制約を持つ高齢者等の外出機会の創出にも繋がる。<br>②　福崎町・姫路市連携コミュニティバス（ふくひめ号）<br>　ふくひめ号路線を維持することにより、姫路市内の公共交通不便地の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保されるとともに福崎町内の公共交通の活性化に資する。また、広域的な幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながるとともに、ＪＲからの２次交通を確保することで雇用の確保や障害者の就業支援にも繋がる。 |
| ３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体 |
| ①　家島・坊勢コミュニティバス<br>・ダイヤ改正の検討（姫路市及び区会）<br>・チラシ全戸配布、老人会等での利用促進活動（姫路市）<br>②　福崎町・姫路市連携コミュニティバス（ふくひめ号）<br>・福崎町・姫路市に加え地域住民、工業団地協議会及び自立支援協議会との連携を通じた継続的な情報交換の実施及び利用促進（福崎町、姫路市、地域住民、工業団地協議会、自立支援協議会）<br>・時刻表の作成及び対象地区及び企業全戸配布（福崎町、姫路市）<br>・地元住民による乗り方教室の開催及び実車体験（ＭＭ）（地元住民）<br>・企業と自立支援協議会が共同で実施する企業見学（特別支援学級生徒、保護者及び自立支援協議会が主催）（企業）<br>・企業による積極的な障害者研修生の受け入れ及び採用（企業） |
| ４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者 |
| 表１のとおり |
| ５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 |
| ①　家島・坊勢コミュニティバス：運行に係る費用総額を姫路市が負担。運行収入及び本補助金のうち距離按分等した額を姫路市が別途歳入している。<br>②　福崎町・姫路市連携コミュニティバス（ふくひめ号）：運行に係る費用総額のうち、運行事業者への補助金の金額については、運行収入及び姫路市及び福崎町の当該運行にかかる本補助金のうち、距離按分等した運行経費から差し引いた差額分を姫路市と福崎町が折半して負担することとしている。 |
| ６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法 |
| ・毎年の収支率及び利用者数の確認及び協議会での検証 |
| ７．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要<br>**【地域間幹線系統のみ】** |
| 該当なし |
| ８．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧<br>**【地域間幹線系統のみ】** |
| 該当なし |
| ９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項<br>**【地域間幹線系統のみ】** |
| 該当なし |

別　紙

10．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
**【地域内フィーダー系統のみ】**

表５のとおり

11．車両の取得に係る目的・必要性
**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

12．車両の取得に係る定量的な目標・効果
**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

14．老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
**【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

15．貨客混載の導入に係る目的・必要性
**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

16．貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

17．貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

18．協議会の開催状況と主な議論

①　令和 6 年 6 月 18 日　福崎町地域公共活性化協議会にて令和７年度フィーダー計画について協議・承認を受ける。

②　令和 6 年 6 月 25 日　姫路市地域公共交通会議にて地域公共交通確保維持事業に係る計画全体について協議・承認を受ける。

今後、軽微な変更が生じた場合は事務局一任にて対応する。

19．利用者等の意見の反映状況

別　紙

①　家島・坊勢コミュニティバス
　姫路市と運行管理者及び運転員との連絡を密にすることや、必要に応じてアンケート調査を実施するとともにコミュニティバス車内での利用者へのヒアリングを通して、継続的な利用促進活動及び意見・要望の把握に努めている。
　利用者等からの意見は、運行を担う区会と情報を共有し、ダイヤ改正の参考とするなど実務に反映している。

②　福崎町・姫路市連携コミュニティバス（ふくひめ号）
福崎町地域公共交通活性化協議会の構成員として、住民及び利用者代表の参画を得ている。

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）　姫路市安田四丁目１番地
（所　属）　姫路市 都市局 交通計画部 地域公共交通課
（氏　名）　大西　真人
（電　話）　０７９－２２１－２４９３
（e-mail）　kotukeikaku@city.himeji.hyogo.jp

**注意：　本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。**
**実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。**
**各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。**

**※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。**

## 表１　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和7年度

R8年度～計画期間最終年度については、R7年度事業から運行内容に変更がないため省略

| 市区町村名 | 運送予定者名 | 運行系統名等（申請番号） | 運行系統 | | | 系統キロ程 | 計画運行日数 | 計画運行回数 | 利便増進特例措置 | 運送継続特例措置 | 地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 起点 | 経由地 | 終点 | | | | | | 運行態様の別 | 基準ハで該当する要件（別表7・9） | 補助対象地域間幹線系統等と接続の確保 | 基準ホで該当する要件（別表7のみ） |
| 姫路市 | 姫路市 | (1)　坊勢循環 | サービスセンター前 | 西ノ浦 | サービスセンター前 | 往 5.9km<br>循環 | 289日 | 4,433回 | | | 路線定期運行 | ②(1) | 坊勢輝汽船の離発着場と停留所「旅客船ターミナル」が接続 | ③ |
| | | (2)　真浦線1 | 網場南 | 真浦公園 | 赤坂 | 往 3.2km<br>復 3.2km | 256日 | 1,009回 | | | 路線定期運行 | ②(1) | 高速いえしまと高福ライナーの離発着場と停留所「真浦公園」が接続 | ③ |
| | | (3)　真浦線2 | 網場南 | 真浦公園・B&G海洋センター下 | 赤坂 | 往 4.3km<br>復 4.3km | 241日 | 964回 | | | 路線定期運行 | ②(1) | 高速いえしまと高福ライナーの離発着場と停留所「真浦公園」が接続 | ③ |
| | | (4)　宮線 | 宮港 | 赤坂 | 真浦公園 | 往 3.2km<br>復 3.2km | 256日 | 1,973回 | | | 路線定期運行 | ②(1) | 高速いえしまと高福ライナーの離発着場と停留所「真浦公園」が接続 | ③ |
| 福崎町 | 神崎交通（株） | (5)　姫路市連携① | 駅前（交通広場） | 高橋（官舎下） | JR溝口駅前 | 往 8.4km<br>復 8.4km | 244日 | 488回 | | | 路線定期運行 | ① | 補助対象地域間幹線系統である神姫バスの姫路～福崎線（江鮒団地経由）と福崎駅前で接続 | ③ |
| | | (6)　姫路市連携③ | 文化センター | 福崎町役場 | 文化センター | 往 32.6km<br>循環 | 244日 | 976回 | | | 路線定期運行 | ① | 補助対象地域間幹線系統である神姫バスの姫路～福崎線（江鮒団地経由）と福崎駅前で接続 | ③ |
| | | (7)　姫路市連携③-3 | 文化センター | 福崎町役場 | JR溝口駅前 | 往 21.2km<br>復 km | 244日 | 122回 | | | 路線定期運行 | ① | 補助対象地域間幹線系統である神姫バスの姫路～福崎線（江鮒団地経由）と福崎駅前で接続 | ③ |
| | | (8)　姫路市連携③-4 | 溝口ニュータウン北 | 福崎町役場 | 文化センター | 往 24.0km<br>復 km | 244日 | 122回 | | | 路線定期運行 | ① | 補助対象地域間幹線系統である神姫バスの姫路～福崎線（江鮒団地経由）と福崎駅前で接続 | ③ |

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表９又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

| 市区町村名 | 姫路市 |
|---|---|

（単位：人）

| | 人　口 |
|---|---|
| 人口集中地区以外 | ー |
| 交通不便地域等 | 4,768 |

交通不便地域等の内訳

| 人　口 | 対象地区 | 根拠法 |
|---|---|---|
| 4,079 | 旧家島町地域 | 離島振興法 |
| 689 | 旧富栖村地域 | 山村振興法 |
| | | |

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

| 計画名 | 策定年月日 | 特例適用開始年度 |
|---|---|---|
| 姫路市総合交通計画 | 2021年（令和3年）7月 | ー |
| | | |

（1）記載要領

1．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。

2．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3．「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

4．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

5．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

6．「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1．「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

# 人口集中地区及び交通不便地域図

（令和２年国勢調査）

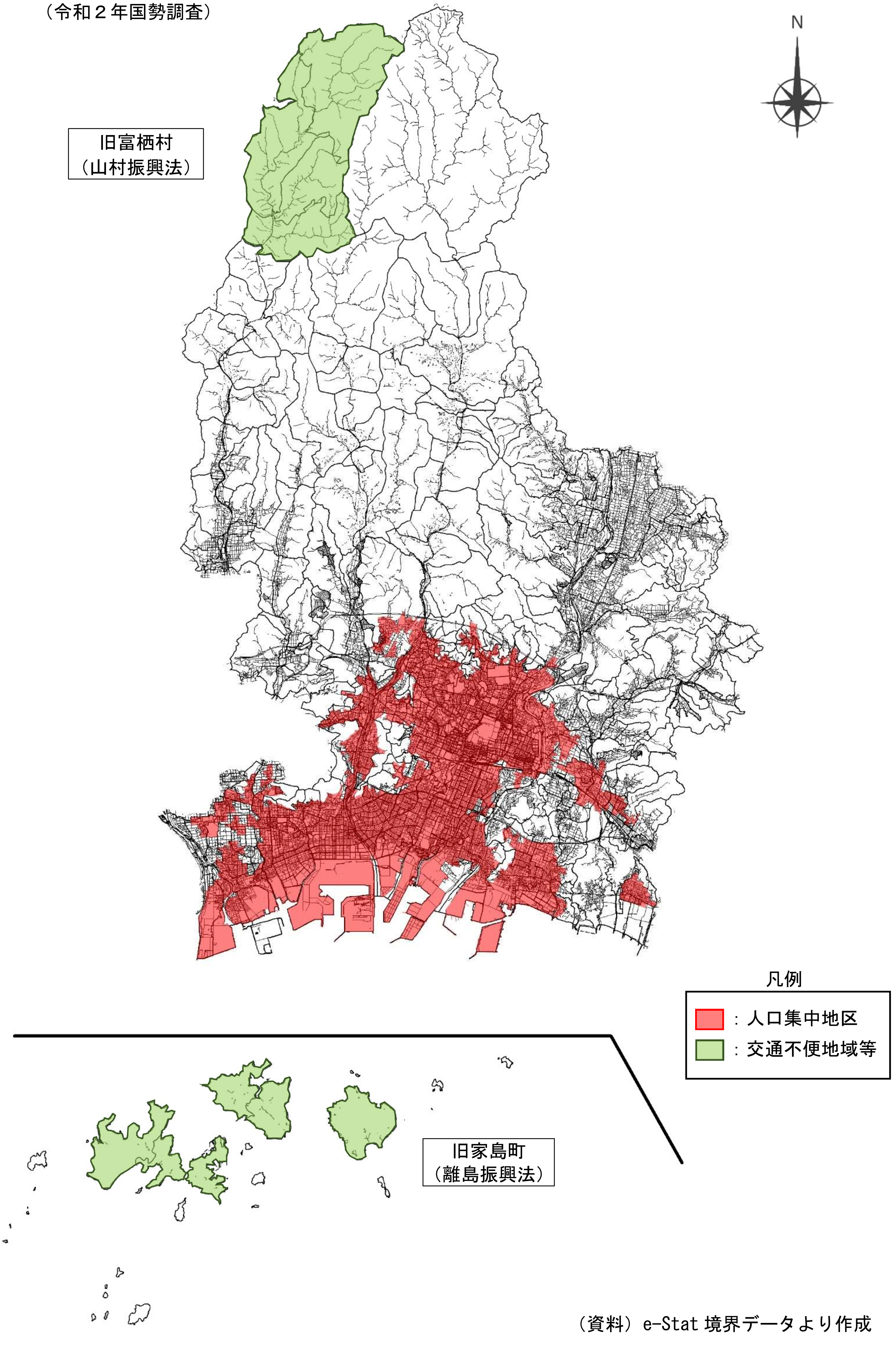


（資料）e-Stat 境界データより作成